

事務連絡  
令和2年5月26日

各 { 都道府県  
保健所設置市  
特別区 } 健康増進事業担当課  
都道府県民生主管部（局）  
国民健康保険主管課（部）  
後期高齢者医療主管課（部）  
都道府県後期高齢者医療広域連合事務局  
全国健康保険協会  
健康保険組合  
健康保険組合連合会  
共済組合所管課（室）  
都道府県労働局労働基準部健康主務課

御中

厚生労働省健康局  
健康課  
がん・疾病対策課  
厚生労働省労働基準局安全衛生部  
労働衛生課  
厚生労働省保険局  
保険課  
国民健康保険課  
高齢者医療課  
医療介護連携政策課

健康診査実施機関における新型コロナウイルス感染症対策について  
(情報提供)

「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」（新型コロナウイルス感染症対策本部決定。令和2年5月25日変更。以下「基本的対処方針」という。）において、「事業者及び関係団体は、今後の持続的な対策を見据え、業種ごとに策定される感染拡大予防ガイドライン等を実践するなど、自主的な感染防止のための取組を進める」とこととされたところです。

今般、標記につきまして、一般社団法人日本総合健診医学会、公益社団法人日本人間ドック学会、公益財団法人結核予防会、公益社団法人全国労働衛生団体連合会、公益財団法人日本対がん協会、公益社団法人全日本病院協会、一般社団法人日本病院会及び公益財団法人予防医学事業中央会において、「健康診断実施時における新型コロナウイルス感染症対策について」（令和2年5月1日作成。令和2年5月14日改訂）（別添）が作成され、内閣官房ホームページの新型コロナウイルス感染症防止対策の特設ページ（※1）において、基本的対

処方針に基づく業種ごとの感染拡大予防ガイドラインとして掲載されましたので、情報提供いたします。

各種健康診査等の実施に係る対応については別途通知しているところ（※2）ですが、これらの通知の内容に沿って、健康診査等を実施する場合に感染拡大防止策を適切に講じるに当たっての御参考としていただきますようお願いします。

（※1）新型コロナウイルス（COVID-19）感染症の対応について | 内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室

<https://corona.go.jp/>

（※2）令和2年5月26日に以下の通知を発出。

- ・ 新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言の解除を踏まえた各種健診等における対応について（令和2年5月26日付け医政歯発 0526 第1号／健健発 0526 第1号／健が発 0526 第1号／基安労発 0526 第1号／子家発 0526 第3号／子母発 0526 第3号／保保発 0526 第1号／保国発 0526 第2号／保高発 0526 第2号／保連発 0526 第1号厚生労働省医政局歯科保健課長、健康局健康課長及びがん・疾病対策課長、労働基準局安全衛生部労働衛生課長、子ども家庭局家庭福祉課長及び母子保健課長並びに保険局保険課長、国民健康保険課長、高齢者医療課長及び医療介護連携政策課長連名通知）